

イギリスにおける行政救済法等に関する調査研究
(概要版)

日本大学法学部准教授

友岡 史仁

概要

本報告書は、「Ⅰ イギリスにおける行政審判所制度」及び「Ⅱ スーパーコンプレインツ制度(Super-complaints)」の2部構成を採っている。以下では、その概要を示しておきたい。

第1に、「Ⅰ イギリスにおける行政審判所制度」では、イギリスにおいて伝統的な行政救済制度である「審判所制度」を抜本的に改革し、多岐に分かれていた制度を一本化した2007年審判所、裁判所及び執行法(Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007)の概要のほか、同法の明文規定上は直接的にはわからない審理手続を構造的に明らかにするものである。

すなわち、2007年審判所、裁判所及び執行法は、「二階層審判所制度(two-tier tribunal system)」を導入することで、多岐にわたっていた審判所及びそこでの手続をより合理化し、申立人の救済に資する制度を企図している。もっとも、この場合、同制度は、全ての申立事例を集約したものではないため、依然としてイギリス独特の複雑な仕組みは残されているが、同制度に限定してみれば、階層的な仕組みを採ることで、第一層審判所段階での事案に応じた審理構造により救済を充実化させ、第二層審判所段階では、控訴院と同義にとらえる制度設計を通じ、司法審査(judicial review)の前段階において法的問題に限定した事案処理を行うことを通じ、紛争事例の迅速な解決を図ろうとするものである。

このような「二階層審判所制度」にあって、その審理構造自体もユニークであることに気付く。すなわち、「首席審判所長(Senior President of Tribunals)」の下、「審判所裁判官(tribunal judges)」と「審理員(Tribunal members)」に分かれ、その両者において、法曹資格を有する(又は、一定の「法的資格を有する(legally-qualified)」)者とそれとは別に職業別に一定の分野に精通した者(医者、会計士、教育等について精通した者等)を含め、審理手続の構成員に含めることで、事案に則したより適格な判断を可能としている点に特徴がある。本報告書は、このあたりについて、第一層審判所及び第二層審判所においてそれぞれ設置された「室(Chambers)」の存在に着目し、そこに係属する個別の諸事例ごとに、「審判所裁判官」及び「審理員」の人数を含めた制度設計がなされていることを明らかにしている。

以上のほかにも、本報告書では、「二階層審判所制度」を支える事務局体制、「審判所裁判官」及び「審理員」の人事ローテーションのほか、審判所における運用面の実態として、人的資源の確保を狙いとした研修体制、事件取扱・処理状況といった内容をも含むものである。

第2に、「Ⅱ スーパーコンプレインツ制度(Super-complaints)」では、イギリスにおける消費者団体に対し、消費者問題に係る行政府の対応を法的権利として求める仕組みについて紹介している。この制度自体は、2002年企業法(Enterprise Act 2002)に基づき成立した制度であり、同法に準備される

他の「市場調査(market investigation)」制度といった他の仕組みとの連動性に着目しつつ、「スーパーコンプレインツ制度」の仕組み、手続等について、具体的事例も含め、紹介するものである。

この場合、「スーパーコンプレインツ制度」の特徴は、国務大臣が事前に指定する消費者団体のみに苦情申出権を付与し、法定のルートを通じ、「消費者問題」の具体的解決策の端緒を与えようとする仕組みといえる。確かに、指定された消費者団体には、広く一般的な消費者分野を問題とする団体もあれば、特定分野を問題とする団体もあるように、様々ではあるが、一定の政策的方向性を目指した団体ではないという点では、消費者の種別において偏りのない団体のみが権利行使を可能とするものである。

具体的な手続は、本報告書内において詳述するところであるが、基本的には、公正取引庁(Office of Fair Trading)に対し、苦情申出を行うというのが基本ルートである。この場合、同庁は、一定の手続を経た当該団体の苦情について、90日以内という固定した期間内において必ず回答を出す義務がある点において、迅速な紛争解決を図る狙いがあるものである。

なお、この制度は、実際に事業者に対する法的拘束力のある他の規制態様に結びつくこともあるが、それが法的手続として必然性を持つものではない点において、制度的限界があることも、本報告書の中において指摘している。